

防府市消防長が保有する個人情報の取扱いに関する管理要綱

令和５年３月３１日制定

防府市消防長が保有する保有個人情報（個人番号及び特定個人情報を除く。）の取扱いについては、防府市個人情報の取扱いに関する管理規程（令和５年防府市訓令第３号）の規定の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。